

「上賀茂社司日記 永祿八年九年」の紹介

賀茂別雷神社文書研究会

解題

東京大学史料編纂所所蔵史料の中に「上賀茂社司日記」（請求記号〇一七三―二五）という史料がある。共同利用・共同研究拠点一般共同研究「史料編纂所所蔵賀茂別雷神社関係史料を中心とした同社文書および社内組織の研究」では、共同研究の一環として本史料の翻刻・輪読を行った⁽¹⁾。本稿ではその成果を報告する。

「上賀茂社司日記」は、昭和五五年（一九八〇）一月二八日に「京都貴布祢神社古文書」として、弘文荘より購入。修補の上、昭和五八年「上賀茂社司日記」として入架された。もとは袋綴じの冊子であったが、綴じを外し、裏打ち修補を加えて、現在は開いた状態とされている。全一四紙で、法量は開いた状態でおおよそ縦二三・九cm、横四〇・〇cmである。全紙に紙背文書が見られる。

まず記主を確認する。紙背文書の宛所のうち判読可能なものをみると、「森殿」（第五紙紙背・第八紙紙背・第一〇紙紙背・第二三紙紙背）、「賀茂一社氏人御中」（第一一紙紙背）、「左京大夫殿」（第一四紙紙背）、「左もしさま」（第二紙紙背・第九紙紙背）がある。ここからは森・左京大夫が注目される。また本文の冒頭永祿八年（一五六五）八月一六日条は、松下松千代（のちの元久）の社務辞任の記事である。松千代の辞職後、しばらく社務（社司）が不在だったようだが（本記九月一日条）、森左

京大夫尊久が後任とされた⁽²⁾。本記一〇月二八日条では、記主が勧修寺晴豊に、宣旨書出の礼を進上している。これは社務補任宣旨の書出の礼と推測される。また本文中の行事の次第からも記主が社務の立場にあることが窺える。たとえば正月四日には、社務が賀茂御祖神社に参詣し、また社務の宅で吉書始・謡始が行われる⁽³⁾。本記でも記主の参詣、記主宅での開催が記されている。以上から本記の記主は森尊久で、前任の松下松千代の辞任、自らの社務就任予定を契機に、この日記をまとめたと推測される。

同様の性格の史料に、國學院大學所蔵「天正十一年十二年度日記」がある⁽⁴⁾。この史料は、賀茂別雷神社の社家座田司氏^{さだとうじ}の旧蔵史料を主とする史料群の一つである。詳細は別稿に譲るが、こちらも森尊久の日記と推測される⁽⁵⁾。その冒頭には「天正十一年十二月ヨリ日記」とあり、一二歳の息子尚久の社務補任から始まる。尊久は社務就任と日記を密接に関連したものと考えていたのではないだろうか。なお尚久の天正一九年の日記も、賀茂別雷神社に残されている⁽⁶⁾。

次に森尊久の履歴を簡単にまとめる。天文一八年（一五四九）九月頃、当時の森家の当主森賀久が武士矢島に殺害された⁽⁷⁾。賀久には子がなく、一〇月に時の社務竹内明久の子慶松丸（まさ久・尊久）が森家を相続し従五位下に叙された⁽⁸⁾。本稿で紹介する第一〇紙紙背・第二二紙紙背はこ

の時期の文書と推測される。『賀茂禰宜神主系図』によれば、この時に尊久は二三歳であったといい、逆算すると天文六年生まれ、永禄八年時点では二八歳となる。天文一九年に権禰宜、天文二二年従五位上に叙され、さらに弘治二年（一五五六）従四位下左京大夫、社務となる。その後辞任し、弘治三年に還補。永禄元年、実父明久の死去に依り再び辞任する。そして永禄八年一〇月ごろに三度目の社務となった。「天正十一年十二月日記」によれば、この時期の社務は輪番とされていたようである。慶長一〇年（一六〇五）一月に六九歳、従三位民部卿で没した。

本記の原表紙には「永禄八年日記」と打付書で記され、その右に「家子衆」と記し一四人の名前、左は「十五人衆」と記した後に「たんこのかみ」の名、そして左下に天正四年五月五日の競馬に関する記事が見える。この「家子衆」とはなにか。氏人組織を探るといふ本共同研究の目的の上からも若干検討したい。「家子衆」について、一八世紀に編纂された『諸神事註秘抄』には「所司・目代・河上郷司・大宮郷司・小山郷司・中村郷司・小野郷司・落田奉行・御厩別当・作所奉行・御服所・山奉行・棚所・河奉行、以上十四人、称家子¹⁰」、「家子之内自上九人（所司・目代・河上郷司・大宮郷司・小山郷司・中村郷司・小野郷司・落田奉行・御厩別当以上九人）」と見える。これによれば、少なくとも近世には氏人の中の特定の役職者を示したようである。

では永禄期にはどうなのか。一六世紀後半の氏人構成については、金子拓氏による検討がある¹²。この成果によれば永禄八年の近世家子衆に該当する役職についている者は、以下の通りである。すなわち所司志摩守・目代民部丞・河上郷司兵庫助・大宮郷司縫殿頭・小山郷司筑後守・中村郷司備前守・小野郷司近江守・落田奉行采女正・御厩別当（不明）・作所奉行木工助・御服所掃部助・社家山奉行治部少輔・棚所兵庫頭・河奉行筑前守である。これを本記原表紙に見える名前と比較すると、一一人

が一致し、兵庫助・備前守と御厩別当（該当者不明）の名が見えない。ただし原表紙には傷みがあり、「ひ」ではじまる一人、「このすけ」と一部のみ見える一人の人名がある。ここに本来「備前守」「兵庫助」の名があつたのであれば、永禄年中の家子衆も近世と同様の構成だったと考えられる。また本記永禄九年正月四日条には「家子のたる九人より」とあり、さらにその内訳であろう、「せうし（所司）・目代・六郷衆・をちた（落田）」と列挙されている。これも『諸神事註秘抄』の記載と一致し、永禄期にも近世と同様の構成だったと推測される。さらに同日条には、「家子衆」とならんで「内家子衆」が見える。この「内家子衆」が森家に私的に仕える人々であろうか。なお「天正十一年十二月日記」では、天正一二年正月四日条に「家子・三しよく、已上十七人御とも、内家子、此外知人御とも也」、同二五日条にも「家子十四人」とある。やはり「家子衆」は一四人で、「内家子衆」とは異なる集団だったようである。

次に外題の左側に見える「十五人衆」は、須磨千頼氏によれば評定衆の別名という。前掲金子氏の検討によれば永禄八年の評定衆は、丹後守のほか、亀大夫・越前守・左近将監・虎寿大夫・伊賀守・民部少輔・大蔵少輔・修理亮・遠江守・石見守・越後守・長門守・縫殿頭・備前守の一五名である。尊久はそのうち丹後守の名を書いたのみで、後の十四人は略したのであるうか。これらの諸役は毎年二月一日の鬪取で定められた。本記永禄九年二月一日条にも「如常くしつかれ候」との記載が見える。いずれも社務を務めるにあたり、表紙に摘記したものであるう。天正四年の競馬に関する記載は、なぜここに記されたのか不明である。本記にはほかにも沙汰人、やとね（矢刀禰）、物書、ゆやのおうち（湯屋祖父）、こわつかり（小預）、田口、やうき（様器）などの役が見える。これらの役名は、同時代の他の史料や『諸神事註秘抄』などの年中行事書にも見られるものである。この時期の具体的な職掌や変遷については

今後の課題としたい。また在地の特徴的な役職として、市原野の「一はんしやう（一和尚）」が登場する（永禄九年正月七日条）。これは洛北地域に見られる老衆で、一和尚から二和尚、三和尚と一〇人選ばれた。現在でも鎮守の神事を運営する組織として残るとい¹³う。

次に内容を見る。本記には、永禄八年八月一六日条より永禄九年六月九日条まで四七日分の記事が収められている。冒頭は「永禄八（乙丑）年八月十六日」として、社務松下松千代の辞任が記されている。年の途中ではあるが、年号干支から記されていることから、本記の前半に脱落があるわけではなく、この条が日記の最初の項目であることがわかる。本文は訂正が少なく整った書き方になっている。また永禄九年四月一日条では、当初「如常あしそろへ」と記し、「あしそろへ」を抹消して「御料参」としている。「あしそろへ（足汰）」は五月一日の行事であり、本記五月一日条にも「あしそろへ如常」とある。この誤りが執筆の折に五月の記事を目移りした結果であるとすれば、本記はリアルタイムで記した日次の日記そのものではなく、清書本の可能性もある。ただし紙背文書の年代などは、永禄年中からさほど下らないと推測される（『賀茂禰宜神主系図』によれば天正元年に民部卿となる）。本人によるあまり時間を取らない段階での清書である。尊久は日々つけていた日記の中から、社務として必要な情報を摘記してまとめたのであろうか。

そこで次に記事を見ると、神事に関するものが多いが、その名称が特に書かれていない場合が多い。賀茂別雷神社の神事を知ることの出来る史料として、一四世紀の「嘉元年中行事」、一八世紀の「年中御神事次第」（『賀茂注進雑記』所収）・「諸神事註秘抄」などがある。これらを参照しつつ、本記で行われていると推測される神事を別表にまとめた。本記には年中行事書に多数記される行事のすべてが記されているわけではない。本記に記されている行事は、どのような基準によるものか、前後の

表：上賀茂社司日記に見える年中行事

月	日	行 事
9	8	相撲内取
	9	御戸開献進・相撲
10	1	家子の鬮取り神事
11	1	貴布祢神事
	9 (寅日)	掃除
	10 (卯日)	相嘗祭
1	1	御戸開神事
	4	疋飯・御祖社参詣・手斧始・吉書始・謡始
	7	若菜神供献進并白馬奏覧
	8	一頭人入雑餉・田所始
	10 (卯日)	卯杖
	14	御棚会御神事
	15	粥杖・左義長
	16	歩射
	17	貴船社謡初・歩射
	19 (下子日)	燃燈祭
2	1	評議所六役収納山守鬮引カ
4	25 (吉日)	植祭
5	1	御馬番
	5	競馬

行事名は主に『嘉元年中行事』によったが、適宜『諸神事註秘抄』の名称も用いた

時代と次第や性格は異なるのか、あるいはこの時期には開催されていないのかなど今後検討の必要がある。また行事の儀式自体、次第などはあまり記述がなく、錢に関する記述が目立つ。こうした特徴は「天正十一年十二年日次記」でも同様である。これも社務の役割によるものか、尊久の意識か、今後検討の必要がある。

〔註〕

(1) メンバーは野田泰三・志賀節子・宇野日出生・三枝暁子・高橋敏子・久留島典子・金子拓・遠藤珠紀である。解題・翻刻は遠藤が素案を作成

し、研究会において三枝を中心に検討を加えた。

- (2) 『賀茂禰宜神主系図』。財団法人賀茂県主同族会所蔵 (<https://trc-adc.ac.trc.co.jp/wj11c0/wjs02u/2600515100>)にて閲覧可能)。一八世紀初頭に編纂された。

- (3) 「年中御神事次第」(賀茂別雷神社編『賀茂注進雑記』所収)・『諸神事註秘抄』など。

- (4) 國學院大學所蔵座田文書。座田八神領・経済三〇。

- (5) 遠藤珠紀「天正十一年十二日日次記」の紹介、『國學院大學校史・学術資産研究』一〇、二〇一八年二月刊行予定。

- (6) 藤田恒春「上賀茂神社神主森尚久の『天正十九年 続葉記』」『織豊期研究』一三、二〇一一年。

- (7) 前掲注(2)『賀茂禰宜神主系図』。

- (8) 早稲田大学荻野研究室収集文書上賀茂神社文書「天文一八年九月一日室町幕府奉行人連署奉書」(天文一八年)九月一日井家孝家書状「天文一八年二月四日室町幕府奉行人連署奉書」(荻野研究室収集文書、早稲田大学図書館編『早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書』上巻、吉川弘文館、一九七八年。史料画像は早稲田大学古典籍総合データベースにて閲覧可能。 <http://www.wul.waseda.ac.jp/kotenski/>)。東山御文庫勅封一三三函一八「天文一八年一〇月日賀茂社祠官申状」など。

- (9) 氏人については須磨千頼「中世における賀茂別雷神社氏人の惣について」(1) (12)『南山経済研究』第六卷二号(第一二卷三号、一九九一年)一九九八年。なお本稿校正中に須磨千頼「中世における加茂別雷神社の従来田」『賀茂文化』十三、二〇一七年)に接した。あわせて参照されたい。

- (10) 「正月四日御祖社参詣」の項。賀茂別雷神社史料編纂会『賀茂別雷神社史料 諸神事註秘抄』(上下、賀茂別雷神社、二〇一五年)上巻二二頁、以下『諸神事註秘抄』の記事は『賀茂別雷神社史料 諸神事註秘抄』のページ数を付記する。

- (11) 「正月四日印鑑社謠始」の項。上巻一三三頁。

- (12) 「天文」天正年間賀茂別雷神社氏人一覧』二〇〇九年)二〇一二年度

科学研究費補助金(基盤研究(B)(一般))研究成果報告書中近世移行期における賀茂別雷神社および京都地域の政治的・構造的分析研究』二〇一三年(のち金子著『織田信長権力論』吉川弘文館、二〇一五年に再録)。

- (13) 稲葉継陽「村請制の成立と村」『戦国時代の荘園制と村落』校倉書房、一九九八年、初出一九九〇年。「ばんじょう」の読みについては宇野日出生氏のご教示による。

【凡例】

- ・文字はおおむね現時通用の字体に改め、改行は原則として追い込みとした。改丁は『で示した。
- ・本文には読点および並列点を加えた。
- ・欠損の箇所はおよその字数を計って□または□で示した。また残画によって文字が推定できる場合は、その文字を□の中に記入した。抹消された文字は左傍に、を付し、判読不能の塗抹文字は、およその字数を計って■または■とした。判読不能の文字は☒とした。
- ・本文中で校訂により改められるべき文字や加えられるべき文字は()、人名注など参考のためのものは() に入れ傍に記した。
- ・その他、適宜※を付して注記を示した。

〔後補表紙〕
「上賀茂社社司日記」

〔原表紙〕 家子衆

ぬいのかみ・か^{〔八脱カ〕}ものすけ・みんふのせう・ひ^{〔せんのかみカ〕}ひやうこのか
み・^{〔五カ〕}せんのかみ・うねめのかみ・ちふのせう・あふみのかみ・ちく
このかみ・^{〔ひやうカ〕}このすけ・しまのかみ・むくのみすけ・おしちう、以上
十四人、

永祿八年日記

十五人衆

たんこのかみ

天正四年五月五日、競馬乗尻

八番民部丞・老岐守也、民部丞かな□□

□□にてた□□

永祿八^{〔乙〕}年八月十六日、松下松千代^{〔フチノ元久〕}社務職上表也、

永祿八年八月廿日、大森彦三郎^{〔兼政〕}に年貢銭參千疋、永代之補任也、

同廿日、大森乗信入道に年貢銭貳千貳百疋、永代之補任也、廿一日に令

判、持来沙汰入道^{〔成知〕}・右門大夫^{〔昌久〕}兩人也、

大森乗信入道補任之儀相違候て、同廿六日酉時分に將監持来候間、判を

申、米拾五石代八貫文、大森乗信入道に永代補任也、

大森彦三郎補任之儀、又相違候て、同廿八日巳時分に將監持来候間、判

を申、參拾貫五百文、大森彦三郎に永代補任也、日付は前廿日也、

九月大

一日、申時分に十五人衆より沙汰入道^{〔成知〕}・右門大夫^{〔昌久〕}兩人被申被申候、夕
方の御料、^{〔晚装束〕}はんのしやうそく、^{〔祝〕}はうり殿にてかり申候、御料之儀もいわ
る可申案内候間、^{〔覚悟〕}かくこに及被申事候、前々社務なきことも候、御料を

とられ、はんのしやうそく衆儀より被出儀、一度もそのれいなく候、前々

無社務間は、しやうそくまはりて遣、御料もまはりていわる候に、事あ

たらしき被申事迷惑候、如前々此方よりしやうそく可遣候、御料もいわ

る可申よし返事申候、二度目は右門大夫一人被来、前々いわるつけ候由

たつて被申間、いくへに被申共、事あたらしき儀はかくこに不及候、一

度も其れいあるましく候、前正月に社務なき事候、其時も御柵御料松下

数久正禰宜にて候之間、松下にて竹内・森わけいわる候、其子細一条々

候、如何様に被申候共、同心申間敷よし返事申候、三度目は右門大夫・

権少輔^{〔保親〕}兩人被来、ことほり共候之間、いわる候へのよし被申候、乍去明

日老若候間、此分披露可申由候、はんのしやうそく、はうり殿へ遣候、

御料もいわる申候、<sup>〔一日、十四はんにてひやうこのかみは、
んにて、はうり殿へあつらへ候よし候。〕</sup>

二日、老若へ披露の被申候へは、如前々にて候はん間、森殿へ御いわる

候へのよし相定よし候、

三日、大原より如常名荷子二鉢持来、おひるの物五錢遣、これは日不定、

八日、神事如常、すまいあり、長屋にてさけあり、よこ座にひとり、我々

はかり、^{〔直会〕}なおりくり・かき二せんいたす間、我々とはうりとはかりすは

る、^{〔好〕}三よしよりはうくわ候間、残のくり・かき不出候、

大原よりくり・かき二鉢、なまもち壹斗六升如常持来也、おひるの物五

錢遣、

九日、^{〔矢刀禰〕}やとね菊のわた取に來間、^{〔ひとへき〕}一〇はを少残し、むしりひろけ一〇は

のやうにし候て、かみにつ、み遣候、大段天気よし、

申時分に出仕申、御まへにて別当^{〔鮎〕}かなかけを忘、神人を取に遣、おそ

く候て、^{〔甥〕}おいのや一郎を又遣候、則弥一郎持来候、御戸開如常、御まへ

過候て、治部大輔は貫布祢へ參候、大蔵少輔やとい候間、そのやく仕候、

今年のおとり・すまい如常、長屋にて御まかりいわふ、社務の座に我々

と」祝と如常、松千代大蔵の座如常、

社務の日の御料はすまいに遣候、

十六日、御料参、七番さまのせうの番にて、はうり殿代に御まいり候、

これにて則しやうそくめし候、下向候間、社務の御料入候をいた、かせ

申候、

十八日、申時分にかうし弥太郎、八日のきやうを取に來候への案内候間、

則弥二郎かおとはう取に遣候、我々分・おうしのふん・松千代分以上三

人分と申候へは、四升來候、二升たり候はぬよし申、取に遣候、かうし

留主にてすくなく進候之由被申、又二升來候、以上六升の分にて候、

氏は四合の分にて候之間、上せんは如此候、むかしは八升つゝとる物

也、

十月大

一日、くしつかれ候、如常目代より御料まいる、二番にて某参候、社務

の御料入、御ちよくわいの時とね御さい持來とて、たかもり一はいこほ

し候、するかの守一たんのくせ事之由被申候、然共皆々いわれぬいらん

のよし申あひすみ候、

二日、倭文状調候、宗二郎代備後守被下候、衆儀より丹後守・源六郎両

人、備後守、沙汰人三人代、新二郎、以上八人、かへのすい物にて酒

あり、一たんころ、

十日、のとの御料参、十二日まで三日参、則社務の御料いわふ、

廿四日、亥のこ、大原より來、はち二つに廿つゝ入、四十到來、

おひるの物五錢遣候、

廿八日、天奏へ御礼に参、弁也、書出のきも一つに申、御礼錢合壹貫八

百持参申候、六百神光院を以佗言申、御上様ふくにて、内へ不参、門の

そとへ御出候て御礼申候、宣下給候、

十一月

一日、日御料如常、社務御料るわふ、

二日、印を入申、七日前より別当へしやうしの案内申、やとねへも被

申候へのよし申候、おし伊賀守三日前より案内、せうし前日案内申、こ

れはた、みまつはをしかれ候やく也、きり板の上に西にてう、東に

一てう、其中よりに松葉をしく、東のた、みのうしろにてうた、ておく、

これは下へ見せまきたため也、せうやの過に別当・やとね・おし伊賀

守・せうし志摩守四人、とり・さかなにてさけ有、せこにぬり物にてし

いる、てたち過、某・おし・別たう・やとね御前へ参候、此間に長屋に

て座をせうししく、某・おし兩人みふたの屋に入、別たう・やとねはお

してをたし申、次おしみふたをおし申、三さかつきにて、さけをのみ、

しうけん過候て、長屋へ参、おしは東の末へ、せうしとふたりいる、や

とねも同、社務は西のた、み、別たうは東のた、み、中の松葉の上に印

を置申、ひんみつのきを調、みひつをよせよこに置、其内に火をとほす、

あふら・同かわらけは、こわつかりやくにて出す、別当中間につゝらの

ふたに御れう紙一かさね・すゝり・ふて・すみ入て、もたせられ候、

ゆやのおうち也、ひんみつのき持過、やとねにもたせ、別当と鳥居より

さか殿の橋へ出、印入申、みさき三度有、くきぬきのちふへ迄行候時

分に、御前より御幣をふり、八社にて何も御幣に参、おし取次、某ふり、

其跡を又おしふり候、くきぬき迄出候時、別たう迎にまいられ、大田へ

とも也、つちよりすくに下向申、てたちのことくに、又さけ有、某・皆々

ほうい也、

三日、紅葉見の酒有、社務分五十疋、某分五十疋、合百疋也、夕方氏神

祭如常、くら六くちかる、馬は市原より二疋出、なは取四疋さす、御

しんめは一疋、五疋さす、

九日、御さうし(掃除)、杉原十六枚・さつし(雑紙)六枚、あつかりに渡、さつしは(郷)かうよりの用也、夕方各仕出申、日御料のけきやう(下行)、沙汰人三人ながら出京候て、(暮迄)けきやうなし、やうく源六馳走候て、六つ時分に被渡之、御さうしのきは時さたまり候間、先御さうしを仕也、大蔵殿まであとに残候、十九番なり、せん代の初也、十日、如常(序飯)てうはん有、然共酒とまり候、(公事丸)くしまる来、中大路十六丸・竹鼻廿四丸・梅辻十八丸・岡本八丸、此間七丸来、西賀茂廿丸、本は七十丸、

十二月

市原野よりせちれうの木二人持来、ひるの物五錢つ、遣、

目代みやけのこい代にかたし(堅塩)ほなるたい一枚、ならつけ(奈良漬)一つ、御たる酒料持参、則さかつき出、

廿八日、田口より御はかため(齒固)のはつ尾のさけたる、かたく(飛魚)さかな・こふ・とひを来、

永祿九年正月一日

神事、七時分に出仕申、某・祝(松下)・松千代・治部大輔、大蔵少輔代に出羽守、五人也、大こいの代に鳥をまいらせ候、御はかため(齒固)の御まかりあり、田口下人かんにて酒のまする、にこりさけ

也、

二日、

三日、

四日、下社へ参、家子衆・同内家子衆、其外知音人とも也、晚気朝御料・

夕御料のあい(手筈)に、てうの初あり、作所は(本助也)大工同前に被備候、目代民部丞代は刑部少輔、吉書過候て、こふ・かちん・くり、三さかつき、二(敵)こんかん、あいに入、さけ、かにこりをさんといりにてしている、三こん、鳥のすい物にて、さかつき、あいにてしている、(公卿)某は(平折敷)きやうのこりはひらをしき、たる一分大工に遣たると、藤木一束とをやうき取(様器)に來、同御料もさかなにいわふ、作所長屋へ行、さけをのまさる、也、

一、し、せう持(来候小土器を持)來、家子より來たる一分、さかな迄そへ遣、

夕方家子十四人、三しよく迄十七人到來、こふ・かちん・くり、三さかつき、二こん、鳥のすい物にて、かにこりさかつきさんといりにてしている、これは(社務よりの分也)三こんめ、家子たかのさかなをすい物にして、さけあり、

さかつきあい、せうし(所司)・目代しやくに立、うたいあり、かわらけの物、(葦)くきととひをくきやうにすへて出、はてさまにうつらまい、田口する、

扇遣、家子のたる九人より來、せうし・目代・六郷衆・をちた、これは田口こしらゆるやく也、

五日、

六日、やうきか(様器)、み代四十疋にてわひ事申間、同心候也、

七日、鳥初音に出仕申、大こいの代たいまいらせ候、同まへさの米、神事過みふたの屋にてさけあり、六日のよひに藤木二束・あふら十文かほと、くつわ・はなかわ・きぬ二寸はかり、以上五色を御馬前生取に來、

きぬきれをは取、くつわ・はわかわはかりかへす、同あかつき、御馬屋へ中間さけのみに行、

同朝(味噌水)みそつづくいに神人四人、しんふ(人夫)共に五人來、

八日、市原野より中間・一はんし(和尚)やう來、か、み一つ・はなひら十枚・くしかき・かうし・かちん・くり、上置、中間あわのか、み一つ・くしかき・かちん・くり、置すゆる、きやう二せん、をまわり三つつ、

(初獻) しょこん、ひらき・なますのにて、三さかつき、次白米、紙につ、み、
ゑひ・小鯛・鳥を白き土器に入、四色すゆる、次ひし三枚、こふすゆる、
次きやう二せん、次か、みすゆる、

以上九人來、こふとこほとのくみつけにて、にこりさけのまする、ひや
也、中間と一はんしやう(和尙)に五枚つくりの紙二てうに、末ひろかりの扇す
へて遣、残り七人にはなひら一枚つ、遣、中間にきやう一せん遣、をま
わり二つのこす、

九日、

十日、卯杖神事、常ことし、

十四日、御棚神事、御きぬ八たん借、是を五かう(郷)にわけ候、上三かうは
みかい三きれ・打敷二きぬれ・水引一きれ、以上六きれつ、也、下二か
うは鯉・鳥代を染物にてつ、む間、八きれつ、入也、惣以上卅四きれ入
也、別当請取に來時、さかつき出す、

次八社へみふの米參、則治部・大藏まいらせ候、

次小ひよとり、五かうより請取、数は六錢つ、つなき(禰宜)たるを卅也、

ひよ鳥の代五貫文之内壹貫文、五かうへ渡、壹貫文片岡のねき・祝(禰宜)の分、
ねきなき間、惣中へ六百文取、祝の四百文は社務代兩人取、社務の三貫
文は御結鎮にて引、

御棚調次第に案内申、則各の出仕(土屋)、御棚御前へ參、社務ヨリ次第に御
へいに參、あつかりとりつき、しやうしのとのなりのを申、別当あつか
りゑもんをとられ候、御幣はて、しんくうより岩本へ下かう申、長屋
に座す、御棚にて橋本より如前の長屋の前にあり、目代々刑部少輔
けいもんよみ候て、御棚下かう、其後御てつくわい申、祝座はくらの前、
是は戸開なき故也、

十五日の神事、御前(へ)に出仕申、鳥の初音を聞、あり御戸開あり、御前過屋
しろ御ふ(た)の屋にて、ちよくわい(直會)あり、夕方家子衆鳥のすい物にてにこり

さけあり、さんとに入、さかつきはぬり物、○家子(さかなはくきやうとあし打とかうの物にて)よりの三吉丁二本つ、
出す、

十六日、ふし(歩射)の神事如常、夕方貴布祿のこしらへ、田口仕、夕飯あり、
家子九人より百文つ、取て來、此内百文、田口取、

十七日、貴布祿へ參、馬はなわとりさす、市原野人夫五人出、十文つ、
遣、小使も十文取、以上六十文入、貴布祿にて九本の御幣、はしにて七
本、おくにて二本、御初尾廿文を、五枚つくりてうにすへて、(神子)みこ二
人、おくの坊主遣、次座敷しよこん、こふ・ゑひに、三さかつき、二こ
ん、鳥のすい物、かにこり、さんとにてしいる、三こん飯、さんとに入、

白き土器にあひませ、中になます・むしり物・とひを(飛魚)のやき物三つ也、
次あほからしをあた、めて、しけくとほす、にこりさけ二三度をけり、
せんあかり、さかつきあた、め、くきととひをとのかわらけの物出る、
所司・目代しやくにたつ、うたひ(謡)あり、此時みこ・坊主出る、はてさま
に田口(舞)うつ(芝)まいあり、扇遣、

市原野し(芝)はにてさけあり、
貴布祿入たうへ、米壹斗二升、(但くろ米)みふの米六升、
かにこりのさけ卅はい・にこりさけ二斗・しほ一つ、み・みそ八文・な
ますの大こん卅本(あまり)、あいませのからさけ四しやく、水入な十二文、
以上、此外御料のあこ五枚・大こん五本・なまもの一つ、以上也、

十九日、ねん(燃)とう(出納)やう(しゆつなう)き小松とねんとうを持來、杉原八枚、さつし十六
枚につ、む、しゆつなう取に來、朝御料・夕御料のあい(御生所)にみやれへ參、
こん(推)のはうりやく、社務代も參、

廿四日、惣中より年より礼に(被)來、三日前より所司代目代を以安内、八
時にとしより被來、はんは藏人頭、沙汰人三人・所司・目代、以上七人
とも、ゆや(湯屋)のおうし、しよこん、ゑひと(案)のし三本、はたをはけつりか

け、三さかつき、二(雑煮)こんさうに、あいに入、いも・しきもち、三つ上置(きれ)にいりこ・まるあわひ・山いも・むすひこふ、さんと入にて、かにこりのさけあり、三こん、鳥のすい物、さんと入、さかつき、ぬり物にてしいる、さうに、くみつけ、大こん葉をつけわり三つ、と(飛魚)ひをきさみ五きれ、

二月

朔日、如常(圖)くしつかれ候、沙汰人者下野守・長門守・主水正、

三月

朔日、如常御料参、

四月

朔日、如常(御料参)あしそろへ

廿一日、早朝とう(郷)の杉原十六枚、かうよりのさし三枚、さ(せ)うしへ渡候、夕方御さうし、出仕申、神事如常、

廿四日、御祭まつり、如常出仕候、御迎馬二疋、権禰宜つかさあき候間、いたす、是は『五十文いりめ、惣中より取候、十六文さしあわせのかへ□取候、合六十五文取候、社務分は又四郎・新二郎、権禰宜分に民部・藤四郎也、夕飯は大こんのなます・すし・かうの物、三つ也、さ(生飯)は、一こん(種祭)にこりさけ也、廿五日、う(種祭)へのまつり、如常出仕候、

五月

朔日、あ(足汰)しそろへ如常、社務馬七疋に拾五貫文請取、権禰宜馬壹貫五百

文にて、色々わひこと被申候之間、同心申、合拾六貫五百文請取也、のりしり(乗尻)は八人とせ(所司)うし・むく代・三(目)しよく(職)、以上十三人如常、朝飯あり、此外田口・なわとり・神人四人、市原野小使・ひやくしやう夫・同女房、はたらく、此衆朝飯有、百姓夫は夕方もくい候、市原野より下間百姓夫来、

はらへ馬をひかせ、次出仕申、ともの衆せうし・目代・別当也、神人さきにたつ、市原下間上下にて太刀持、百姓夫浄衣にてくつ持、

五日、朝神事如常、朝飯衆所司・目代・三(職)しよく五人也、此外は田口・なわとり・神人(四)人・市原野小使・在所之百姓夫、以上八人也、五人衆はおまわりとをりの也、しるもおなし、朔日は何にても五ツ也、

六月

九日、柳芳軒え検(断)田本役銭壹貫五百を五貫文に永代の沽券也、則補任の判仕也、日付は六月二日候也、

紙背文書

第一紙紙背

尚々、御思召候まゝの御こと、祝入まいらせ候へく候、御札千秋万歳目出度拜見令申祝着、本望此事情、殊更 [] 至候、猶々御思召候まゝの由承候、我々迄満足此事情、何も以參可申入候之間、不能一二候、恐惶謹言、 ※後欠

第二紙紙背

〔端裏上書〕 (森尊久) (封墨引) 左もしさままいる 刑部卿定 []

先刻以書状令申候、相届候哉、無御心元存候、仍競馬之事いか、候哉、御用之事情は、可蒙仰候、不思儀之鞍、用所へか御いり候間、若御用候は、可承候、先度之氏神祭鞍之為躰候、将亦彼代物渡被申候哉、御心元なく存候、御返事承度候、急候間、此外不申候、恐惶謹言、

五月四日

祐定 (花押)

第三紙紙背

此間者久爰元御疎遠之□事情、尊隙之折ふし思召立候て、御物語候は、かしこ [] 〔まりカ〕 入まいらせ候、一昨日者散々に參候て、無念にそんなし候、今日御ひま候は、一はん可參候、御同道にて候は、勝へ御供可申候、さりながら事のほか御甚あかり申候間、何盤まいり候ともまけ可申と、無念にそんなし候、返々勝へ御出候は、只今參候てあそひ可申候 [] 〔カ〕、し、まつ此方へ成共 [] 〔可カ〕 有御出候、何も必々御供 [] 〔可カ〕 申候、かた [] 〔カ〕 見參をこし候へく候、かしこ、

山本より [] []

第四紙紙背

猶々相調候様頼入候、此分忝く、態令啓候、仍以面談申儀、具加茂へ御物語可有候、尤以書状雖可申候、不案内之儀候之間、不能其儀、何様自是可申入候、随而金津之義 〔加賀加賀郡〕、先年賀州光林寺へ從貴所被仰合之由内々承候、然者近国之儀候間、此方へ御預ケ候之由、可為祝着候、涯分馳走可申候、此等之趣、加茂へ御心得候て御申頼入候、恐々謹言、

極月二日

頼房 (花押)

第五紙紙背

新春之吉兆 [] 〔珍〕 重々々、可被任 [] 〔御〕 意候、仍如例年 [] 〔久〕 喜進覽候、 [] 〔御〕 賞翫可為本 [] 〔望〕 候、以吉日令 [] 〔參〕 賀御礼可 [] 〔甲乙〕 上候、恐々謹言、

正月十一日

延珍 (花押)

〔尊久〕 森殿 人 [] 〔カ〕 [] 〔御〕 [] 〔甲乙〕

※折紙

第六紙紙背

うけたまわり候ことく、世のしき方 [] つかいおほしめしりまいらせ候、とりみたし候、いか、申候や、まことにこのほとは、御うとくしく思ひまいらせ候おりふしの御おとつれ、かしこの一こ給候、御うれしく思ひまいらせ候、かしこ、 (切封墨引)

より [] []

第七紙紙背

返々御隙御座候は、ちとく光臨候て [] 〔御〕 物かたり候へく候、かしこ、

今日之祝詞珍重存候、勝院へ只今参候、今日者はや早々より参、甚を仕候、我等甚一段あかり申候、可然盤御座候は、参度候、何も御隙御座候は、夕かた辺思召立御物語候へく候、只今勝へ参候間、やかてく可罷帰候、かしく、

(捻封墨引) []

より

[]

第八紙紙背

青陽之慶賀幸甚々々、不可有休期候、就中例年久喜一桶令進覧候、表祝儀計候、事々恐々謹言、

正月十一日

(教学院) 延珍 (花押)

(尊久) 森殿 まいる 人々御中

※折紙

第九紙紙背

(端裏上書)

(森尊久) 左もしさままいる

刑部卿

[]

返々脇指之事取御よせ候て可給候、我々少用所子細候間、さて申候、委者期後音候之間、此外不申候、

此五三日中者、不申承、朝暮御床敷存候、只今社参仕候て御前罷通候へ共、清近而候之間、参候はず候、然者明日勝へ朝召罷出候之間、其婦可参候、左様候者明夕者其方而御物語可申承候、先日令申候脇指御取御よせ候て給候は、可為祝着候、若又明日も明夕も御貴所様御取乱事候は、参候ましく候、此御返事に可承候、かしく、

第一〇紙紙背

尚々、無余日候間、早々可有御渡候、きと池田へ可申下候、為其申候、

就森殿御知行若州に在之分之儀、池田方え御契約銭事、度々雖被申上、

御跡目不定候条、其趣申下候処、如此書状到来候、前々儀、拙者存知之由候て、切々被申候、急度被相渡者、可然存候、此儀者公私并御在所中各御存知候間、不及是非申候、於御無案内者被成御尋可承、可申下候、恐々謹言、

(天文一八年九) 十二月十一日

敬實齋 紹円 (花押)

※折紙

(尊久) 森殿 参 [御宿所]

※若狭遠敷郡宮川莊は、天文一七七年に森賀久分として返付された。以後「賀茂社森知行分」とされている。また『賀茂禰宜神主系図』賀久の項目には「同一八年為武士矢島被害、于時森相続之間、尊久氏人中へ懇望依有之、森跡相続也、为件恩賞貴布祢両官之馬ヲ尊久競馬ニ立ラル、ナリ」とある。九月一日付けで森賀久の後継を定めるよう室町幕府奉行人連署奉書が出され、一二月四日付けで慶松丸(のちの尊久)の相続が認められ、一七日付けで武田元光に宮川莊の慶松丸への安堵が命じられている(いずれも早稲田大学所蔵)。本文書は天文一八年の文書か。

第一一紙紙背

当社正禰宜与正祝座次事、左右方被申入之候、古来可相定候之処、只今相論段如何様子細候哉、先例之趣为一社中無紛、内々可被注進候、以其上被遂御奉聞、重而可被仰出之由候也、仍執達如件、

四月廿二日

并家判 豊家判

一社氏人御中

※折紙

※弘治二年五月、正禰宜と正祝の座次相論に関する女房奉書が出され、賀茂伝奏勧修寺から井家豊家の奉書で賀茂別雷社に通達されている(賀茂別雷社所蔵文書II B-3-13)。この相論に関するものか。東山御文庫収蔵文書勅封一二三函にも関連文書がある。

第一二紙紙背

〔端裏上書〕 (切封墨引)

〔尹豊〕 勸修寺殿

〔異筆、下同〕 勘申上候へく候、

返々無御披露候者、從此方可申入候歟、委曲承度候、

「御状之折節他行候て不申候、委細之儀先日以面申候間同前候、」

「へ」先日森跡職之事、以書状令申候、御披露之儀御用捨にて候者、称

〔にても可有御披露之由、所之伝奏不入候事候者、可為

〔條西公条〕〔惟房力〕 名院殿か万里小路殿か憑申候而、可申入候哉、無御披露之由承候間、伺

御計候哉、社中不調事候間、其御調肝要候哉と存候、

御意候、神事当月候条、同者早々御申沙汰候者可為祝着候、此由從社務

心得可申旨候、旁以參可申入候、かしく、

※勘返状。

※一〇と同じく天文一八年頃の文書か。勸修寺尹豊は天文一八年六月一八日に賀茂伝奏とされた〔公卿補任〕。万里小路惟房は天文

一二一三年に賀茂伝奏。

第一三紙紙背

〔端裏上書〕 (切封墨引)

〔貴久〕 森殿 参 人々御中

三久

其後者久不申通、更々以雖非本意候、彼是御めんなさるへく候、誠々此

御者細々御見舞可申を、彦四郎方に度々言伝令申候つる、如何被申候哉、

御徒然推量令申候、明春者早々に參上可申上候、先々余無音令申候条、

以悪筆申上候、恐惶謹言、

極月卅日

三久 (花押)

第一四紙紙背

〔端裏上書〕 (封墨引)

〔森尊久〕 左京大夫殿 御宿所

刑 祐定

将亦此一益、折節從余所到来候之間、其ま、瀝覽候、賞翫あるへく候、かしく、

□中新次郎之御事申聞候□分可調候、何も以面可申入候□もしは一

向そゑんなり候て□事候、あらく御はもし候やくくく、

御懇札拜見、本望之至候、仍從若州為到来海松め、色々被懸御意候、一段之賞翫此事候、委曲申度候へ共、益之用取乱候、やかてく十七日參

候て可申入候間、不能一二候、恐惶謹言、

七月十四日

祐定 (花押)